

第2号協議案

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の
一部を改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

平成31年1月30日

都区協議会会長
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（案）について

一 改正の目的

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する。

二 改正の内容

単位費用（第十条別表関係）を改めるとともに、基準財政収入額の算定方法に関する規定を整備する。

三 施行期日

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条及び附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

第 号議案

例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

平成三十一年 月 日

提出者

東京都知事

小池百合子

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十
五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第
一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見
込額」を削り、同条第二項の表十四の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
-------	------	------------------

		一	議会総務費			
		1	議会総務費	人口	一人につき	二五、七七七円
		二	民生費			
		1	社会福祉費	人口	一人につき	一四、〇四四円
		2	老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六九、七三四円
		3	生活保護費	被保護者数	一人につき	一八四、三八五円
		4	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一四八、二三七円
				区立保育所入所児童数	一人につき	一、二七九、〇五四円
				私立保育所入所児童数	一人につき	六五二、六八〇円
		5	国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき	一二、二四五円
		6	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七六、〇四六円
		三	衛生費			
		1	衛生費	人口	一人につき	九、五四二円
		四	清掃費			
		1	清掃総務費	人口	一人につき	四五二円

七 教育費		六 土木費		五 経済労働費		四 処理処分費		三 収集車両費		二 収集作業費	
2 中学校費	1 小学校費	2 産業経済費	1 建築公害費	2 生活経済費	1 人口	4 人口	3 人口	2 人口	3 人口	2 人口	
学級数	児童数	事業所数	人口	人口	事業所数	人口	人口	人口	人口	人口	
一学級につき	一人につき	一箇所につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	
一、五七三、七一一円	二五、六七九円	五八、三〇二円	二、五八九円	二、五八九円	四五一元	二、五一一元	一、四六九円	一、四六九円	五、三二八円	五、三二八円	
	一、〇三五、〇三二円		一、〇七四円	一、〇七四円							
	九五、八五二、九六二円		一、五九二円	一、五九二円							
	一人につき										
	二八、五八五円										
	一、五七三、七一一円										

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費 1 議会総務費 二 民生費 1 社会福祉費 2 老人福祉費 3 児童福祉費	人口 人口 六十五歳以上人口 十五歳未満人口	一人につき 一人につき 一人につき 一人につき
八 その他諸費 3 その他の教育費 1 公債費 2 財産費 3 その他行政費	学校数 児童生徒数 幼稚園数 人口 元利償還金 年度支払額 人口	一校につき 一人につき 一箇所につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき
		九七、五五四、六〇〇円 二六、五三一円 四三、三八九、六八五円 六、四四三円 一円 一円 一三、三五六円 一円 一円

三	衛生費	人口	一人につき	五七二円
1	衛生費	人口	一人につき	
四	清掃費	人口	一人につき	
1	収集作業費	人口	一人につき	三二七円
2	処理処分費	人口	一人につき	二、〇六八円
五	経済労働費	人口	一人につき	
1	生活経済費	人口	一人につき	二五八円
六	土木費	人口	一人につき	
1	建築公害費	人口	一人につき	一、二六五円
2	都市整備費	人口	一人につき	二〇五円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	二〇六円
4	公園費	人口	一人につき	一、六五四円
七	教育費	学校数	一校につき	一四一、六五九、八〇〇円
1	小学校費	学校数	一校につき	一五三、八六九、七一七円
2	中学校費	児童生徒数	一人につき	四、七九四円
3	その他の教育費	園児数	一人につき	一八二、九八三円

附 則

人口

一人につき

三、〇七六円

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年東京都条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「基づき」の下に「、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額(前三年度に交付された交付金の額を基礎として、東京都規則で定

めるところにより算定した額をいう。)を加算した額に」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

(提案理由)

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第十一条まで（現行のとおり）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第七十二条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額

を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

第一条から第十一条まで（略）

（基準財政収入額の算定方法）

第十二条 基準財政収入額は、令第二百十条の十二第一項に定める基準税率をもつて算定した当該特別区の普通税（地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する普通税をいう。）の収入見込額の合算額に、地方税法第七十一条の二十六第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）、同法第七十一条の四十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税配当割に係る交付金（以下「配当割交付金」という。）、同法第七十一条の六十七第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる都民税株式等譲渡所得割に係る交付金（以下「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により当該特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下「地方消費税交付金」という。）、同法第七十二条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第四十三条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の収入見込額に百分の八十五を乗じて得た額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により当該特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、東京都規則で定めるところにより算定するものとする。

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	当該年度の各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額
九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十三 航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額

経費の種類	測定単位	単 位	費 用
一 議会総務費	人口	一人につき	二五、七七七円
二 民生費	人口	一人につき	一四、〇四四円
1 社会福祉費	人口	一人につき	六九、七三四円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一八四、三八五円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき	一八四、三八五円

第十三条から第十八条まで (現行のとおり)
別表(第十条関係)

一 経常的経費

収入の項目	収入見込額の算定の基礎
一 特別区民税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
二 軽自動車税	前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた税額
三 特別区たばこ税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
四 鉱産税	前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額
五 利子割交付金	前三年度に交付された交付金の額
六 配当割交付金	前三年度に交付された交付金の額
七 株式等譲渡所得割交付金	前三年度に交付された交付金の額
八 地方消費税交付金	当該年度の各特別区への交付見込額の合計額として知事が算定した額
九 ゴルフ場利用税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十 自動車取得税交付金	前三年度に交付された交付金の額
十一 地方揮発油譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十二 自動車重量譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十三 航空機燃料譲与税	前三年度に譲与された譲与税の額
十四 交通安全対策特別交付金	前三年度に交付された交付金の額

経費の種類	測定単位	単 位	費 用
一 議会総務費	人口	一人につき	二五、九五四円
二 民生費	人口	一人につき	一三、九二九円
1 社会福祉費	人口	一人につき	六五、七五六円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一八四、三九六円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき	一八四、三九六円

第十三条から第十八条まで (略)
別表(第十条関係)

一 経常的経費

4	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一四八、二三七円
		区立保育所	一人につき	一、二七九、〇五四円
		入所児童数	一人につき	六五二、六八〇円
		私立保育所	一人につき	一一、二四五円
		入所児童数	一人につき	七六、〇四六円
5	国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき	一一、二四五円
6	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七六、〇四六円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	九、五四二円
四	清掃費			
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五二円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、三二八円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、四六九円
4	処理処分費	人口	一人につき	二、五一二円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	四五二円
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、三〇二円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	二、五八九円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、〇七四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三〇円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五九二円
七	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	二五、六七九円
		学級数	一学級につき	一、〇三五、〇三二円
		学校数	一校につき	九五、八五二、九六二円
		生徒数	一人につき	二八、五八五円
2	中学校費	学級数	一学級につき	一、五七三、七一四円
		学校数	一校につき	九七、五五四、六〇〇円

4	児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき	一五四、五五八円
		区立保育所	一人につき	一、二七九、五五三円
		入所児童数	一人につき	六五四、九六八円
		私立保育所	一人につき	一一、八二〇円
		入所児童数	一人につき	七五、五一六円
5	国民健康保険事業助成費	被保険者数	一人につき	一一、八二〇円
6	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき	七五、五一六円
三	衛生費			
1	衛生費	人口	一人につき	九、四八六円
四	清掃費			
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五五円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、三一九円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、四六九円
4	処理処分費	人口	一人につき	二、五一二円
五	経済労働費			
1	生活経済費	人口	一人につき	三九六円
2	産業経済費	事業所数	一箇所につき	五八、一三二円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	二、六五九円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、〇七一円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一一七円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五九四円
七	教育費			
1	小学校費	児童数	一人につき	二五、二九〇円
		学級数	一学級につき	一、〇二七、五二八円
		学校数	一校につき	九四、九六六、六三二円
		生徒数	一人につき	二七、六六三円
2	中学校費	学級数	一学級につき	一、五二一、四一三円
		学校数	一校につき	九六、五三八、五九二円

二 投資的経費		二 投資的経費	
経費の種類	測定単位	単位	費用
八 その他諸費	児童生徒数	一人につき	二六、五三一円
1 公債費	幼稚園数	一箇所につき	四三、三八九、六八五円
2 財産費	人口	一人につき	六、四四三円
3 その他行政費	人口	一人につき	一三、三五六円
元利償還金		一人につき	一円
年度支払額		一人につき	一円
議会総務費	人口	一人につき	二、三七七円
民生費	人口	一人につき	八五五円
1 社会福祉費	人口	一人につき	七、一七一円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	二四、六五九円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	五七二円
衛生費	人口	一人につき	三二七円
1 衛生費	人口	一人につき	二、〇六八円
2 処理処分費	人口	一人につき	二五八円
3 経済労働費	人口	一人につき	二六五円
1 生活経済費	人口	一人につき	二〇五円
2 都市整備費	人口	一人につき	二〇六円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一、六五四円
4 公園費	人口	一人につき	
七 教育費	人口	一人につき	

二 投資的経費		二 投資的経費	
経費の種類	測定単位	単位	費用
八 その他諸費	児童生徒数	一人につき	二六、五一〇円
1 公債費	幼稚園数	一箇所につき	四三、〇〇〇、八七三円
2 財産費	人口	一人につき	六、四四一円
3 その他行政費	人口	一人につき	一三、〇四〇円
元利償還金		一人につき	一円
年度支払額		一人につき	一円
議会総務費	人口	一人につき	九九二円
民生費	人口	一人につき	四四五円
1 社会福祉費	人口	一人につき	三、九一六円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	一三、一三八円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	二九七円
衛生費	人口	一人につき	一七三円
1 衛生費	人口	一人につき	二、〇八八円
2 処理処分費	人口	一人につき	一三四円
3 経済労働費	人口	一人につき	七八〇円
1 生活経済費	人口	一人につき	二二一円
2 都市整備費	人口	一人につき	二〇七円
3 道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一、九六五円
4 公園費	人口	一人につき	
七 教育費	人口	一人につき	

1	小学校費	学校数	一校につき	一四一、六五九、八〇〇円
2	中学校費	学校数	一校につき	一五三、八六九、七一七円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	四、七九四円
		園児数	一人につき	一八二、九八三円
		人口	一人につき	三、〇七六円

1	小学校費	学校数	一校につき	六二、一八五、五〇六円
2	中学校費	学校数	一校につき	六九、七〇一、八二八円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二、四九四円
		園児数	一人につき	八一、四一八円
		人口	一人につき	一、六三三円

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1から6まで（現行のとおり）</p> <p>7 基準財政収入額は、当分の間、新条例第十二条の規定により算定した額について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）附則第七条の四の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額（前三年度に交付された交付金の額を基礎として、東京都規則で定めるところにより算定した額をいう。）を加算した額に、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）附則第七条の二第二項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額との差額に相当する額として知事が算出した額に百分の十五を乗じて得た額を加算し、又は控除した額に、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五第二項の規定により各特別区に対して交付すべき額の見込額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額として東京都規則で定めるところにより算定した額を加算した額とする。</p> <p>8から13まで（現行のとおり）</p>	<p>附則</p> <p>1から6まで（略）</p> <p>7 基準財政収入額は、当分の間、新条例第十二条の規定により算定した額について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）附則第七条の四の規定により読み替えられた施行令第二百十条の十二第一項の規定に基づき</p> <p>交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）附則第七条の二第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に相当する額として知事が算出した額に百分の十五を乗じて得た額を加算し、又は控除した額に、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五第二項の規定により各特別区に対して交付すべき額の見込額に百分の十五を乗じて得た額に相当する額として東京都規則で定めるところにより算定した額を加算した額とする。</p> <p>8から13まで（略）</p>

